

第5条（甲の義務・既応募等の通知）

1. 甲は、乙が紹介した応募者について、既に他の手段により応募があった場合、又は乙による紹介以前に第三者から当該応募者の紹介を受けていた場合には、速やかに乙にその旨通知しなければならない。甲が当該通知を行ったときは、甲は乙を通さずに当該応募者（又は当該第三者）と直接連絡を取り、又は接触・交渉することができる。
2. 甲が前項の通知を怠った場合、乙の紹介による応募を優先して取り扱うものとする。

第6条（委託手数料）

1. 甲は、乙が紹介した応募者と雇用契約等を締結し、紹介者が甲に入社した場合、本業務の委託手数料（以下「委託手数料」という。）として、次のいずれか高い方の金額（消費税別途）を乙に支払う。
(1) 紹介者の理論上の年間総年収（以下「理論年収」という）の40％に相当する金額
(2) ミニマムチャージ 160万円
2. 理論年収は月次給与の12ヶ月分並びに理論上の通年賞与・一時金、及び紹介者と同等の甲の被雇用者に対して通常支払われる交通費以外の諸手当（所定労働手当を含む）を含み、通勤費、残業手当等の変動費は除くものとする。
3. 甲および乙は、雇用契約等の締結時において、当該応募者の氏名、業務開始予定日、理論年収、委託手数料の額等必要な事項を、甲が乙に交付する確認書面（第5条の内定通知書等及び乙所定の確認文書を含む。以下「契約締結確認書」という。）により確認する。
4. 乙の紹介日から起算して1年を経過した後に採用決定に至った場合、当該応募者に係る委託手数料の支払いは発生しない。
5. 第1項に定める委託手数料は、採用決定後に増減することはできない。

第7条（支払方法）

1. 乙は、紹介者が雇用契約を締結した後、速やかに委託手数料を請求する。
2. 甲は、紹介者の入社日から起算して入社日の属する月の月末までに、本契約第6条に定める委託手数料を乙の指定する金融機関口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第8条（退職に関する保証・返金）

1. 乙は、乙による紹介で甲に入社した紹介者が、入社日から起算して3ヶ月未満で、紹介者の自己都合による退職又は紹介者の責に帰すべき事由による解雇もしくは契約解除となった場合、甲に対し、受領済みの委託手数料の一部を次の割合で返還する。
(1) 入社日から1ヶ月未満 委託手数料の80％
(2) 入社日から1ヶ月以上3ヶ月未満 委託手数料の50％

2. 次の各号に該当する場合、第1項の返還は適用しない。
 - (1) 甲が提示した労働条件が採用決定時の内容と異なることに起因する退職
 - (2) 甲の法令違反又は労働契約違反に起因する退職
 - (3) 甲の都合による解雇、又は甲の事由に起因する退職
 - (4) 死亡、事故、病気等の不測の事態による退職
3. 甲は、紹介者に退職の意向があること又は退職の事実を認識した場合、知得した日から起算して5営業日以内に、乙担当者へ口頭又は電子メールで報告しなければならない。
4. 甲は、乙から退職に関する内容確認の求めがあった場合、求めを受けた日から営業日14日以内に乙所定の方法により回答しなければならない。
5. 甲は、退職確認書（又は退職確認書に準ずる乙指定書類）その他乙が合理的に求める資料を、退職等の事情発生から1ヶ月以内に提出を完了しなければならない。
6. 甲が第3項ないし第5項に定める報告、回答又は提出を行わなかった場合、乙は第1項の返還義務を負わない。

第9条（個人情報の取扱い）

1. 乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報（以下「個人情報」という。）を甲に対して開示・提供する。乙は、当該提供にあたり、あらかじめ応募者の同意を得るものとする。
2. 甲は、乙より提供された個人情報を善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、選考目的の範囲でのみ利用し、選考に直接関与する部門の甲の役職員以外の第三者に開示又は漏洩してはならない。
3. 甲は、応募者を不採用とした場合、乙が送付した履歴書等関係書類・データを、甲の責任において速やかに破棄（又は乙の指示に従い返却）する。
4. 甲が選考業務の全部又は一部を第三者に委託する場合、事前にその旨乙に通知し、当該第三者に対し甲と同等の義務を遵守させる。
5. 個人情報の漏洩等の事故が発生した場合、甲は速やかに乙へ通知し、再発防止等必要な対応を行う。

第10条（紹介条件等の開示・公開）

甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除いて、甲が求人票等に記載した紹介条件および一般的に公開されている甲の企業情報を、乙が候補者を募集するために乙が運営、提供または指定するウェブサイト等において開示・公開することに同意する。

第11条（候補者への開示・提供）